

人工呼吸器(ハミングビュー)定期点検業務委託仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「当院」という。）における医療機器等の正常な機能を維持し、且つ良好な状態で稼働させるために必要な事項を次のとおり定める。

1. 委託件名

人工呼吸器(ハミングビュー)定期点検業務委託

2. 履行場所

地方独立行政法人 桑名市総合医療センター
三重県桑名市寿町三丁目 11 番地

3. 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 保守対象機器

メトラン社製
ハミング VUE 1 式

5. 保守契約内容

(1) 別紙 1 記載の項目に基づく定期点検作業

6. 資格に関する要件

- (1) 医薬品医療機器等法第 40 条の 2 第 1 項の規定により対象医療機器の修理業の許可を有していること。
- (2) 当該機器又は当該機器と同等の機器の保守点検業務に係る契約の履行実績を有すること。

7. 契約に関する要件

- (1) 契約期間中は、常に対象機器を良好に使用できる状態を維持するため、点検、整備、部品の交換等を別紙 1 記載のとおり実施すること。
- (2) 定期点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。なお、事前に作業日程等を当院と調整すること。
- (3) 点検業務完了後、速やかに受託者所定の作業報告書を当院に提出しなければならない

い。当院は、作業報告書を受領後ただちに検査を行い、作業報告書の内容を確認するものとする。

- (4) 受託者は、保守業務の実施にあたっては、補助者を使用することができるものとする。ただし、受託者は補助者の使用に関しては、当院に対し一切の責任を負担するものとする。

8. 守秘義務

受託者は本委託契約の履行に際し、受託者が知り得た当院の機密を第三者に開示または漏洩してはならない。また、機密情報に個人情報が含まれる場合には、個人情報保護に関する法律及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、関係省庁等の個人情報保護に関するガイドラインに従い、適正に個人情報を取り扱うものとする。なお、本業務委託の契約満了後についても同様とする。

9. その他

- (1) 受託者は本業務の実施に際し、当院の装置または他の設備等を損傷した場合、当院にその旨を報告し、受託者の責任で修復するものとする。また、修復が不可能であると受託者が判断した場合、受託者は契約に基づく本業務の履行により発生した直接損害の額を上限としてこれを賠償する。
- (2) 受託者は、事前の書面による相手方の合意がない限り、契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡・承継し、または担保に供してはならない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、当院と受託者とが誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上

【別紙 1】

■ 本体定期点検

番号	品 目	数量
	新生児・小児用人工呼吸器ハミング VUE S/N : 00196	
1	バルブ 100/バルブシート (C α 、VUE)	2
2	ファンフィルター (VUE)	2
3	空気用フローセンサー (VUE)	1
4	酸素用フローセンサー (VUE)	1
5	HFO モーター (VUE)	1
6	基本技術料	1
7	部品交換費用	1
8	調整・検査・キャリブレーション	1
9	代替器料	1